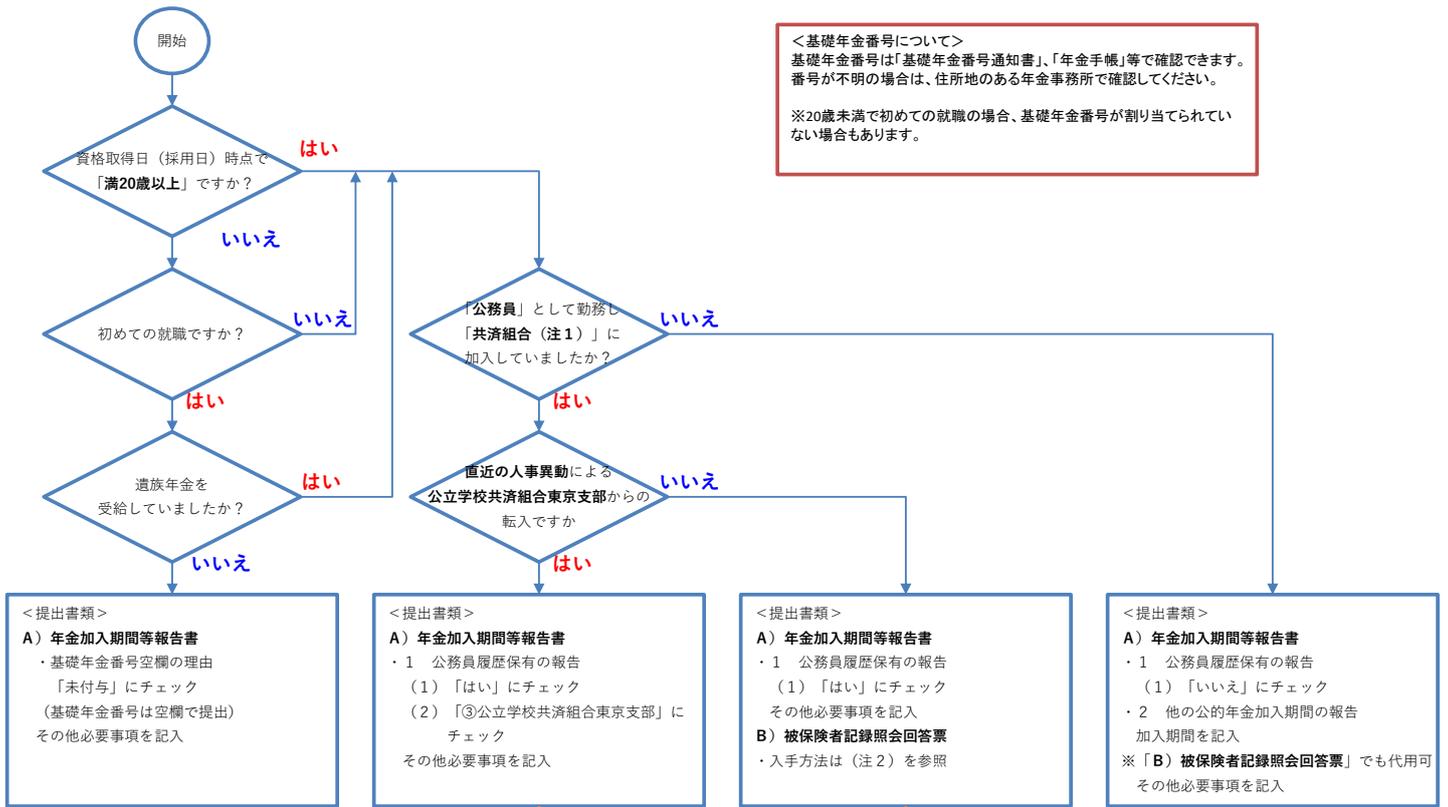
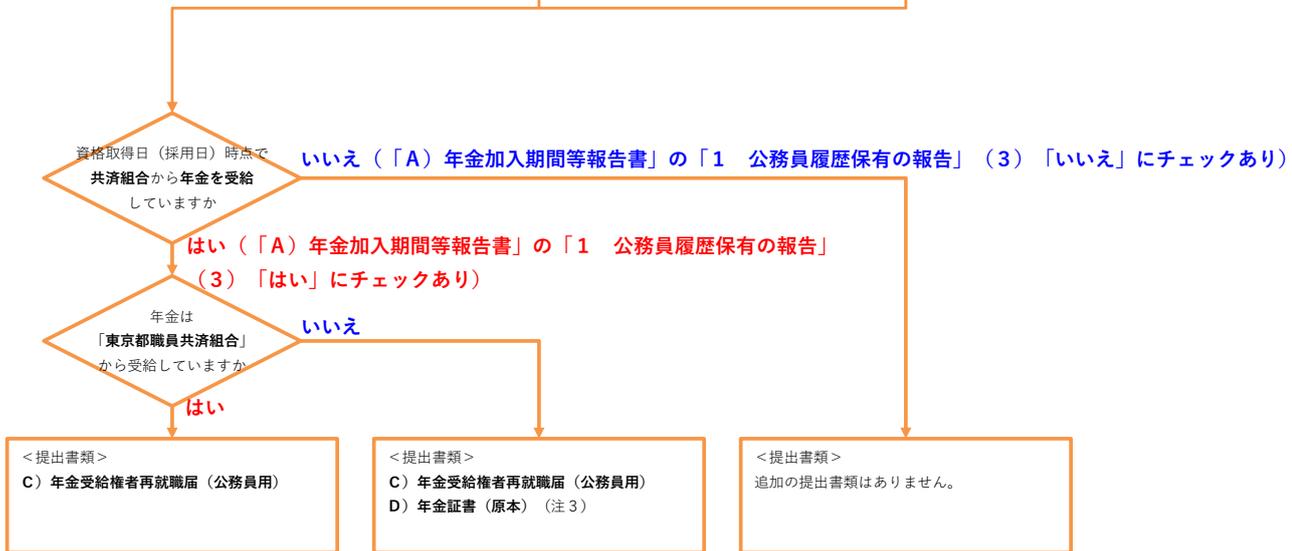


組合員資格取得者の年金課への提出書類 判断フロー

1 「A) 年金加入期間等報告書」及び「B) 被保険者記録照会回答票」の提出判断



2 「C) 年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「D) 年金証書(原本)」の提出判断



(注1) 共済組合とは、国家公務員共済組合及び、地方公務員共済組合法第3条で定められている共済組合等を指します。具体的には、国家公務員共済組合(1組合)、市町村職員共済組合(47組合)、指定都市職員共済組合(10組合)、都市職員共済組合(3組合)、地方職員共済組合(1組合)、公立学校共済組合(1組合)、警察共済組合(1組合)、東京都職員共済組合(1組合)になります。共済組合に該当するか不明な場合は本人の前職場に問い合わせるか、注2の資料を取得して確認してください。

(注2) 「被保険者記録照会回答票」は、本人が住所地のある日本年金機構の年金事務所に電話にて請求してください。数日以内に郵送されます。また、日本年金機構が運営する「ねんきんネット」登録者はweb上で取得し、これを印刷し提出することも可能です。(ねんきんネット画面の写しより、ねんきんネットでダウンロードした被保険者記録照会回答票を推奨します。)また、当該データは年1回更新のため、今回の採用日から過去2年以内に雇用主や加入年金制度が変更している場合は情報が反映されていない可能性があります。そのため、「被保険者記録照会回答票」を請求する場合、年金課では郵送で請求することを推奨します。

(注3) 年金受給者(老齢給付、障害給付、年金払い退職給付含む。)の採用について・・・年金受給者は採用後、都共済より年金が支給されます。採用前に他の共済組合(都共済も含む)から年金を受給していた場合は「年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「年金証書の原本(コピーは不可。原本は返却しません)」の提出が必要になります。なお、都共済から年金を受給している者については、「年金証書の原本」の提出は不要です。これらの書類を提出すると他の共済組合からの年金の支給が停止され、都共済で裁定後に新たに年金の支給が開始されます。書類の提出が遅れると都共済と他の共済組合間で年金の支給停止情報が伝わらず、年金の過払いなどの重大な事案が発生します。これまでも年金の過払いが発生した際は、組合員本人がかなりの金額を返戻する例もあり、本人にとって非常に重い対応を強いることになります。このような事態があることを本人に説明し、速やかに「年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「年金証書の原本」を提出するよう対応してください。

資格取得

〇〇局/〇〇区と記入

委任先コード
先頭3桁

局・区等名を記入

令和 年 月 日 採用分

資格取得関連 共済組合年金課提出物 チェックリスト

○=要提出 ×=提出不要

■提出物(人数を記入)

今回 提出人数	事由別提出書類一覧				チェック	
	A 年金加入期間 等報告書	B 被保険者記録 照会回答表 (写)	C 年金受給権者 再就職届 (公務員用)	D 年金証書 (原本)		
1 (1)	都職員人事異動による公立学校共済組合東京支部からの異動者	○	× 添付してもよい	×	×	<input type="checkbox"/>
1 (2)	上記以外の他共済履歴保有者(過去に都共済履歴を保有者していた場合も含む)	○	○	×	×	<input type="checkbox"/>
2	公務員履歴を保有しない	○	△ 添付してもよい	×	×	<input type="checkbox"/>

付則 1	公務員履歴を保有する	(1)採用前に他の共済組合から年金を受給している者	○	○	○ 公務員用	○ 原本	<input type="checkbox"/>
		(2)採用前に都共済から年金を受給している者	○	○	○ 公務員用	×	<input type="checkbox"/>

- 提出物は個人単位で綴られているか。(不足の提出物がある場合は、返却します。)
- 証明者押印は誤っていないか。Cは所属機関の長(局長、本部長、市場長、区長、管理者、理事長等)が証明する。
- 付則1(1)に該当する場合、A～Cに加え、D「年金証書(原本)」が添付されているか。

■連絡先

所 属	
担 当 者	
電 話 番 号	
メ-ルアドレス	

■コメント欄

■提出確認 (押印者は任意とする) 作成部署

月 日	チェック	チェック
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



各局・各特別区等担当部署

チェック
<input type="checkbox"/>

* 確認方法は、各局・各特別区等担当部門の指示に従うこと。

令和6年7月改定

資格取得

記入例

各局・区の委任先コード、名称に変更

委任先コード
先頭3桁

局・区等名を記入

令和 年 月 日 採用分

資格取得関連 共済組合年金課提出物 チェックリスト

提出前の確認欄です。各自でチェックマークを入れ、最終確認してください。

提出する人数を記入。
(紛失防止にご協力ください)書類

今回提出人数	事由別提出書類一覧				チェック	
	A 年金加入期間 等報告書	B 被保険者記録 照会回答表 (写)	C 年金受給権者 再就職届 (公務員用)	D 年金証書 (原本)		
1 (1)	○	× 添付してもよい	×	×	<input checked="" type="checkbox"/>	
1 (2)	○	○	×	×	<input checked="" type="checkbox"/>	
2	○	△ 添付してもよい	×	×	<input checked="" type="checkbox"/>	
付則1	(1)採用前に他の共済組合から年金を受給している者	○	○	○ 公務員用	○ 原本	<input checked="" type="checkbox"/>
	(2)採用前に都共済から年金を受給している者	○	○	○ 公務員用	×	<input checked="" type="checkbox"/>

- 提出物は個人単位で綴られているか。(不足の提出物がある場合は、返却します。)
- 証明者押印は誤っていないか。Cは所属機関の長(局長、本部長、市場長、区長、管理者、理事長等)が証明する。
- 付則1(1)に該当する場合、A~Cに加え、D「年金証書(原本)」が添付されているか。

連絡先

所属	各局・区の担当部門の連絡先を記入
担当者	
電話番号	
メールアドレス	

コメント欄

メモとして自由に記載してください。

提出確認

(押印者は)

確認の方法は、各局・各特別区等担当部門にお任せします。所属とのやり取り等に活用してください。(様式を変更しても構いません)。確認者が管理職である必要はありません。

作成部署	月	日	✓	→	✓
------	---	---	---	---	---

確認者は1名でも構いません

* 確認方法は、各局・各特別区等担当部門の指示に従うこと。

令和6年7月改定

年金加入期間等報告書

職員区分	一般・再任用・その他	採用年月日	令和 年 月 日
フリガナ		組合員番号(8桁)	
組合員氏名		所属機関名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	基礎年金番号(10桁)	

*基礎年金番号空欄の理由 未付与(20歳未満、初回就職である。)
(右の口をチェックする) (この理由以外で番号不明の場合は年金事務所へ問い合わせること。)

1 公務員履歴等保有の報告

(1)過去の公務員履歴 ①はい、あります。⇒(2)(3)へ ②いいえ、ありません。⇒(4)へ

過去に公務員履歴がありますか。
(どちらかにチェックする)

(確認)ここで「いいえ」と報告する場合、以下に同意したとみなします。
都共済で確認した結果、公務員前歴を保有することが判明した場合は、虚偽報告として扱い、これに関連する本人の一切の不利益について、都共済は責任を負いかねます。

(2)過去に加入した共済組合の報告と添付書類の提出

上記(1)で「①はい」を選択した場合は、過去に公務員として加入したことのある共済組合を全てチェックし、前歴確認のため以下の書類を添付してください。ただし、東京都職員の人事異動により公立学校共済から転入した者は以下の③にチェックすると、添付書類を省略することができます。

①国家公務員共済組合 ②地方公務員共済組合 ③公立学校共済組合東京支部(都職員異動)

(過去に都共済加入歴がある場合を含む)

添付の確認(本人がチェック)

〔添付書類〕日本年金機構発行「被保険者記録照会回答票」

*入手方法は欄外を参照。 → 添付しました。

(3)共済組合からの年金(老齢又は障害)受給の有無 ①はい、あります。* ②いいえ、ありません。

ただし、都共済からの年金受給者は、年金証書(原本)の提出は不要です。

添付の確認(本人がチェック)

〔①の場合:添付書類〕「年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「年金証書(原本)」

→ 添付しました。

*65歳未満で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したが未請求の場合、繰下げ待機中の場合を含む。前者の場合は、前共済へ年金を請求してください。

(4)過去に公務員履歴が無い場合

上記(1)で「②いいえ」を選択した場合は、以下の2を記載、または(2)の添付書類を添付してください。
(どちらかにチェックする)

添付の確認(本人がチェック)

①以下、2を記載(自書)する。

②被保険者記録照会回答票を添付する

→ 添付しました。

*用紙が不足する場合はこの用紙をコピーして使用する。

*加入歴が4件以上ある場合はこちらを推奨します。

2 他の公的年金加入期間の報告

20歳以降(または20歳未満で職歴のある場合)最初の加入年金から現在までを順を追って記入してください。(公務員履歴を保有する場合は上記1(2)のとおり。)年金制度の加入は個人単位である。医療保険制度の被扶養者等と混同しないよう注意すること。(例:医療保険→被扶養者の場合の加入年金制度→国民年金)

年	加入年金制度 (ア〜エの一つに○印・必須) 分らない場合はエに○印	加入年月日 (資格取得日・就職日等)	退職/喪失年月日	在学先・勤務先名称 (「〇〇大学・〇〇株式会社」等)	加入団体名称 (ア国民年金の場合、記入不要) (イウエの場合「〇〇健保組合」等)
金 加 入 期 間	ア 国民年金 イ 第一号厚生年金 ウ 第四号厚生年金(私学共済) エ その他	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 第一号厚生年金 ウ 第四号厚生年金(私学共済) エ その他	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 第一号厚生年金 ウ 第四号厚生年金(私学共済) エ その他	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日		

3 該当期間の報告

以下の条件に該当する場合は[あり]にチェックし、該当しない場合は何も記入しないでください。

期間	該当	開始日	終了日	
離婚時みなし被保険者期間	<input type="checkbox"/> あり	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	平成19年4月1日以降、離婚等による年金分割が決定した場合は「標準報酬改定通知書」が発行されているので、口ありにチェックする。期間が不明の場合は空欄可。
被扶養配偶者みなし被保険者期間	<input type="checkbox"/> あり	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日	離婚等による年金分割が決定した期間のうち、平成20年4月1日以降の被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)の該当者は[あり]にチェックする。期間が不明の場合は空欄可。

地方公務員等共済組合法施行規程第91条に基づき、私の年金加入期間等は上記のとおりであることを報告します。

東京都職員共済組合理事長 殿

〒
住 所

令和 年 月 日

組合員

※自筆であれば押印は不要

氏 名

印

記入上の注意

- 年金加入期間等報告書は、採用により組合員資格を取得した者は、全員提出しなければなりません。
- 「被保険者記録照会回答票」は、本人が住所地のある日本年金機構の年金事務所に電話にて請求してください。数日以内に郵送されます。また、日本年金機構が運営する「ねんきんネット」登録者はweb上で取得し、これを印刷し提出することも可能です。ただし当該データは年1回更新のため、今回の採用日から過去2年以内に雇用主や加入年金制度が変更している場合は情報が反映されていない可能性があるため、年金課では郵送で請求することを案内します。
- 公務員履歴を保有していない者は、上記「2.他の公的年金加入期間の報告」に直接記載してください。また「被保険者記録照会回答票」を添付することで記入に代えることができます。なお、記入か添付書類の提出かの判断は、各局・各特別区担当部門の指示に従ってください。

令和6年7月改定

【年金加入期間等報告書】記入要領(令和7年7月改定)

<基本項目> (必須)

職員区分	一般、再任用、その他 から該当する区分1つに○印をつける
採用年月日	和暦で記入する
組員氏名(フリガナ)	都共済で使用している本籍姓で記入する(通称姓使用者は欄外に通称姓を記入。)
生年月日	和暦で記入する
組員番号	数字8桁の組員番号を記入する
所属機関名	所属する機関の名称を記入する(○○局、○○区、○○事務組合等)
基礎年金番号	数字10桁の基礎年金番号を記入する
基礎年金番号空欄の理由	20歳未満で初回就職の場合、基礎年金番号が未付与であるためチェックする。それ以外の者はチェックしない。

<1 公務員履歴保有の報告>

(1)過去の公務員履歴 どちらか1つをチェックする。(必須)

①はい、あります。	過去に公務員として勤務し共済組合に加入した経歴がある場合にチェックする。 不明な場合『被保険者記録照会回答票』(*入手方法は様式参照)を請求し確認すること。
②いいえ、ありません。	過去に公務員として勤務した経歴がない場合にチェックする。 なお「いいえ」にチェックした場合は(確認)に記載された内容に同意したことになるので、よく読むこと。

(2)過去に加入した共済組合の報告と添付書類の提出 (1)で「①はい」を選択した場合回答する。

①国家公務員共済組合	国家公務員共済組合 国家公務員が加入する共済組合のこと。過去に各省庁など国の機関に在籍した場合、①にチェックする。併せて『被保険者記録照会回答票』を提出する。
②地方公務員共済組合	主に地方公務員が加入する共済組合のこと。 <地方公務員共済組合の種類>*過去に都共済加入履歴がある場合も②に含む。 市町村職員共済組合(47組合)、指定都市職員共済組合(10組合)、都市職員共済組合(3組合)、地方職員共済組合(1組合)、公立学校共済組合(1組合)、警察共済組合(1組合) 併せて『被保険者記録照会回答票』を提出する。 なお、公立学校共済組合又は警察共済組合からの転入者は『被保険者記録照会回答票』の余白に支部名を追記する。
③公立学校共済組合 東京支部	東京都職員の人事異動にて、教育庁(公立学校共済組合東京支部)から異動してきた者(該当者は『被保険者記録照会回答票』の提出不要)

*過去に都共済の長期給付事業適用対象者であった者が、1年以内に再採用等により長期給付事業に再度適用となった場合は『被保険者記録照会回答票』の提出を免除とする。空欄に「〇年〇月〇日再採用に伴い添付免除。〇〇区担当者記入」と直接赤書きして提出すること。

(3)共済組合からの年金(老齢又は障害)受給の有無 (1)で「①はい」を選択した場合回答する。

年金受給権者再就職届 (公務員用)	転入前の共済の様式でも可。
----------------------	---------------

<2 他の公的年金加入期間の報告> 1(1)で「②いいえ」と回答した場合、記入対象。

なお『被保険者記録照会回答票』の提出で記入に代えることができるが、局・区等の指示に従うこと。

記入欄が不足する場合は別紙または様式をコピーして使用する。(加入歴が4件以上ある場合は、『被保険者記録照会回答票』の提出を年金課では推奨している。)

加入年金制度	ア~エのいずれかに○をつける。不明な場合はエに○をつける。
加入年月日・退職年月日	過去に加入した年金制度の加入期間の始期から終期までを記入する。
在学先・勤務先名称	過去に加入した年金制度の加入団体名と、その時の在学先または勤務先を記入する。(分かる範囲でよい。何を書いてよいか分からない場合は在学先・勤務先名称のみ記入し、年金制度は空欄でよい。事務担当者にそのために質問する必要はない。)

<3 該当期間の報告>

様式に記載された条件に該当する者のみ記入する。いずれかの共済組合から受け取った標準報酬改定通知書の、発行元共済組合名を余白に記入すること。該当しない者は何も記入しない。

<本人自署欄> (必須)	日付は記入日とする。(採用日と同日でなくてよい。) 住所は記入時のものとし、転居予定の場合は転居先を記入する。本人が自署した場合は押印不要。
---------------------------	------------------------------------------------------------------------

*『被保険者記録照会回答票』の入手方法は、様式下段の記入上の注意2のとおり。なお、ねんきんネット画面の写しを使用する場合で公立学校共済又は警察共済の履歴には余白に支部名を記載すること。

【記入例】
(令和7年7月改定)

地方公務員等共済組合法施行規程第91条に基づき、組合員資格を取得する者は全員が提出する。
例外条件：退職日翌日に都共済の組合員資格が継続する場合（例：一般職員退職→再任用フルタイムに引続き任用等）

年金加入期間等報告書

基本事項を全て記入する。
基礎年金番号が分からない場合は、住所地のある年金事務所本人が問い合わせること。

職員区分 一般 再任用 その他
採用年月日 令和6年4月1日

フリガナ キョウサイ イチロウ
組合員氏名 共済 一郎
組合員番号(8桁) 8 7 6 5 4 3 2 1
所属機関名 ○○局/○○区 ○○部
生年月日 昭和・平成 5年4月16日
基礎年金番号(10桁) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

初めて基礎年金番号を取得する場合チェックする。→ *基礎年金番号空欄の理由 □未付与(20歳未満、初回就職である。)
(右の口をチェックする) (この理由以外で番号不明の場合は年金事務所へ問い合わせること)

過去の職歴に公務員歴がある場合は「①はい」にチェックし、『被保険者記録照会回答票』を提出する。(3)にもチェック。
公務員歴があるかどうか不明な場合は、先に『被保険者記録照会回答票』を入手して確認する。

1 公務員履歴等保有の報告

(1)過去の公務員履歴 ①はい、あります。⇒(2)(3)へ ②いいえ、ありません。⇒(4)へ
過去に公務員履歴がありますか。(どちらかにチェックする) (確認)ここで「いいえ」と報告する場合、以下に同意したとみなします。
都共済で確認した結果、公務員前歴を保有することが判明した場合は、虚偽報告として扱い、これに関連する本人の一切の不利益について、都共済は責任を負いかねます。

(2)過去に加入した共済組合の報告と添付書類の提出
上記(1)で「①はい」を選択した場合は、過去に公務員として加入したことがある共済組合を全てチェックし、前歴確認のため以下の書類を添付してください。
過去に加入した組合にチェック ①国家公務員共済組合 ②地方公務員共済組合 ③公立学校共済組合東京支部(都職員異動)
(過去に都共済加入歴がある場合を含む) 添付の確認(本人がチェック)
(添付書類)日本年金機構発行「被保険者記録照会回答票」 *入手方法は欄外を参照。→ 添付しました。
公立学校共済組合又は警察共済組合からの転入者は『被保険者記録照会回答票』の余白に支部名を追記する。

(3)共済組合からの年金(老齢又は障害)受給の有無 ①はい、あります。* ②いいえ、ありません。
ただし、都共済からの年金受給者は、年金証書(原本)の提出は不要です。 添付の確認(本人がチェック)
(①の場合:添付書類)「年金受給権者再就職届(公務員用)」及び「年金証書(原本)」 → 添付しました。
*65歳未満で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生したが未請求の場合、繰下げ待機中の場合を含む。前者の場合は、前共済へ年金を請求してください。

過去の職歴に公務員歴が無い場合は(1)で「②いいえ」にチェックし、(4)から下の部分を記入する。
(2の記入に代えて『被保険者記録照会回答票』提出でも構わない。)

(4)過去に公務員履歴が無い場合

上記(1)で「②いいえ」を選択した場合は、以下の口を記載。または(2)の添付書類を添付してください。
(どちらかにチェックする) いずれかにチェック
 ①以下、2を記載(自書)する。 ②被保険者記録照会回答票を添付する → 添付しました。
*用紙が不足する場合はこの用紙をコピーして使用する。 *加入歴が4件以上ある場合はこちらを推奨します。

2 他の公的年金加入期間の報告

20歳以降(または20歳未満で職歴のある場合)最初の加入年分から現在までを順を追って記入してください。(公務員履歴を保有する場合は上記1(2)のとおり。)
年金制度の加入は個人単位である。医療保険制度の被扶養者等と混同しないよう注意すること。(例:医療保険→被扶養者の場合の加入年金制度→国民年金)

年	加入年金制度 (ア～エの一つに○印・必須) (※記入しない場合はア～イ)	加入年月日 (資格取得日・就職日等)	退職/喪失年月日	在学先・勤務先名称 (「○○大学・○○株式会社」等)	加入団体名称 (ア国民年金の場合、記入不要) (イウエの場合「○○健康組合」等)
加 入 期 間	1 ア 国民年金 イ 第一号厚生年金 ウ 第四号厚生年金(私学共済) エ その他	昭和 平成 25年4月15日 令和	昭和 平成 3年 3月31日 令和	(国民年金の事例) ○大学(学生納付特例) フリーター・パート、アルバイト 自営業、被扶養配偶者 ○市役所非常勤職員	「ア国民年金」の場合、 記入不要
	2 ア 国民年金 イ 第一号厚生年金 ウ 第四号厚生年金(私学共済) エ その他	昭和 平成 3年8月1日 令和	昭和 平成 6年 2月28日 令和	(厚生年金の事例) ○株式会社	(厚生年金の事例) ○健康保険組合 企業の年金制度に加入していた場合はイに○をつける。
	ア 国民年金	基礎年金番号取得日から都共済資格取得前までの加入制度を順を追って記入する。日付が不明な場合は『被保険者記録照会回答票』を取得し確認する。 履歴が4件以上ある場合は、この用紙をコピーして使用するか、『被保険者記録照会回答票』を提出し記入に代えることができる。			

3 該当期間の報告

以下の条件に該当する場合は[あり]にチェックし、該当しない場合は何も記入しないでください。

期間	該当	開始日	終了日
離婚時みなし被保険者期間	<input type="checkbox"/> あり	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
被扶養配偶者みなし被保険者期間	<input type="checkbox"/> あり	昭・平・令 年 月 日	昭・平・令 年 月 日

離婚等による年金の分割が決定している者のみ記入します。それ以外の者は記入しないでください。
いずれかの共済組合から改定通知書を受け取っている場合は、その共済組合名を余白に記載してください。

地方公務員共済組合法施行規程第91条に基づき、私の年金加入期間等は上記のとおりであることを報告します。
東京都職員共済組合理事長 殿
令和6年4月1日
組合員 氏名 共済 一郎 印
本人が記入した日付を和歴で記入
作用日前の日付でも良い。
※自筆であれば押印は不要
最新の様式を使用すること。
令和6年7月改定

年金受給権者再就職届(公務員用)

(施行規程第160条・組合員用)

(フリガナ) 組合員氏名		受給権がある 年金の種類	
生年月日	年 月 日	年金額 (年額)	円
年金証書番号		証書の発行日	年 月 日
裁定者又は 決定者	(受給している共済年金を決定した共済組合)		
再 就 職 後	所属 共済組合	再就職年月日	年 月 日
	組合員種別	一般職 ・ 特別職	
<p>上記のとおり再就職したので届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名 印</p>			
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所属機関の長職氏名 印</p>			

【年金受給権者再就職届（公務員用）】記入要領

<提出条件>	他の共済組合（都共済も含む）からの転入者であり、共済組合から年金を受給している場合提出が必要
<他提出書類>	年金証書（原本） ※年金証書の裁定者又は決定者が <u>都共済</u> の場合、年金証書（原本）の提出は不要
<その他注意点>	組合員資格の取得書類提出対象外であっても、都共済から年金を受給している者については、D) 年金受給権者再就職届書（公務員用・継続）参照。

<基本項目>（本人必須）

組合員氏名（フリガナ）	都共済で使用している本籍姓で記入する（通称姓使用者は欄外に通称姓を記入）。	
生年月日	和暦で記入する。	
年金証書番号	共済組合より交付された年金証書番号を記入する。	
年金額（年額）	年金額を記入する。	
証書の発行日	和暦で記入する。	
裁定者又は決定者	受給している共済年金を決定した共済組合名を記入する。	
再 就 職 後	所属共済組合	所属先の共済組合名を記入する（都共済に所属する場合は東京都職員共済組合と記入）。
	再就職年月日	和暦で記入する。
	組合員種別	再就職後の組合員種別を丸で囲う。

<本人自署欄>	あて名は年金証書の証明者を記入する。 日付は記入日とする（採用日と同日でなくて良い）。 住所は記入時のものとし、転居予定の場合は転居先を記入する。 本人が自署した場合でも押印必須
<所属機関の長の証明欄>	本人は何も記入しないこと。

【記入例】

年金受給権者再就職届(公務員用)

< 提出対象 >

- 採用日時点で年金を受給している者のうち、
 - ・他の共済組合から転入した者
 - ・都共済から年金を受給している者

事例は、公立学校共済組合で裁定した年金の受給権がある方が、東京都職員共済組合の資格を取得したケース

年金受給権者再就職届(公務員用)

(施行規程第160条・組合員用)

記載にあたりお手元に「年金証書」を用意する。
年金額以下は「年金証書」に記載されてある内容を記入する。

（フリガナ） 組合員氏名	キョウサイ 伊吹 共済 一郎	受給権がある 金の種類	年 老齢厚生年金
生年月日	昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	年金額	年金額が分からない場合は空欄で提出 ○○○○○○○円
年金証書番号	○○○○○○○	証書の発行日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

裁定者又は
決定者

(受給している共済年金を決定した共済組合)

公立学校共済組合理事長

公務員として年金を裁定した共済組合を記載。
私学共済組合は該当しないので注意。

再就職後

所属
共済組合

東京都職員共済組合

再就職
年月日

令和○年○月○日

組合員種別

一般職 ・ 特別職

上記のとおり再就職したので届け出ます。

公立学校共済組合理事長 殿

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

〒 162-0052

住所 東京都新宿区戸山3-0-0

届出者

氏名 共済 一郎

本人押印必須

印

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

職名 ○ ○ 局長
所属機関の長
氏名 △△ △△ 公印

証明者は、所属機関の長(局長、本部長、市場長、区長、管理者、理事長等)
公印を押印すること。

この書類とともに、年金証書(原本)を提出する場合は、転入前に加入していた「他の共済組合」が発行する年金証書の原本を提出すること。(日本年金機構が発行する年金証書ではないので、これを提出しないこと。)